

退職（失業）による特例免除制度

厚生年金に加入していた人が20歳以上60歳未満で退職（失業）すると、市民課市民年金係または各総合支所市民課で国民年金の第1号被保険者になるための手続きを行い、月額15,100円の保険料を納めることになります。

一方、保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。免除制度を利用すると、保険料を納めなくても、免除された期間は次のように扱われます。

- ① 老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。
- ② 老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。
- ③ 障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

退職（失業）時の特例免除制度

免除申請する年度またはその前年度に退職（失業）した人は、特例免除制度を利用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

特例免除の申請手続き

申請には、住民票のある市町村へ「国民年金保険料免除申請書」を提出する必要があります。申請書は市民課または総合支所市民係および年金事務所（旧社会保険事務所）にあります。手続きには次のものがが必要です。

- ① 年金手帳または納付書など基礎年金番号が分かるもの
- ② 認め印（本人が署名する場合は不要）
- ③ 失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票など）

被扶養配偶者の人

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の人は、配偶者の退職（失業）によって、国民年金の種別が、第3号被保険者から第1号被保険者になり、保険料の納付義務が生じます。この被扶養配偶者だった人も、配偶者が退職（失業）時の特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められることになっていきます。なお、免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。免除制度と追納制度の詳細については、市民課または総合支所市民係および年金事務所にご相談ください。

学生の皆さんがとっても助かる「学生納付特例制度」

学生納付特例制度のメリット

20歳になった学生の皆さん、国民年金の加入はもうお済みですか？20歳になると、たとえ学生でも国民年金への加入が義務付けられ、月々の年金保険料を支払わなければなりません。国民年金への加入が義務付けられるといっても、学生の皆さんは収入が無い場合が多く、保険料の納付が困難です。

そこで、学生本人の所得が一定額以下のときに保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。これは、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校などの学生が利用でき、夜間・定時制・通信制の学生も対象となります。年金事務所での審査を経て承認を受けると、今年の4月から翌年3月までの保険料が猶予されます。

在学期間中の保険料を後払い

① 老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付済期間などが25年以上必要です。学生納付特例制度の承認を受けた期間は、年金の受給資格要件（25年）に算入されます。

※年金額には反映されません。

また、満額の老齢年金を受け取るために、その後10年間のうちに保険料を納付することができます。ただし、2年以上経過後は保険料に一定の加算額がつかます。

② 仮に障がいや死亡といった不慮の事態が生じたときに、その月の前々月以前の1年間に保険料の未納があると障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れない場合がありますが、この制度の承認を受けている期間は、未納の扱いとはなりませんので万一の時にも安心です。

手続き

申請は、毎年必要です。手続きには次のものがが必要です。

- ① 年金手帳または納付書など基礎年金番号が分かるもの
- ② 認め印
- ※本人が署名する場合は不要。
- ③ 在学証明書または学生証の写し

4/9 (金) 元気いっぱい学校に通います

菊池市内の小学校14校と中学校5校で入学式が行われました。今年の新1年生は小学生444人、中学生526人です。

隈府小学校（恵濃裕司校長）では、同校体育館で入学式があり、歓迎の拍手の中を新入生73人が入場しました。恵濃校長が、「友達と仲良くするのが隈府小の子どもです。友達をたくさんつくりましょう」など3つの約束をお願いすると、新入生たちは元気な声で「はい」と答えていました。

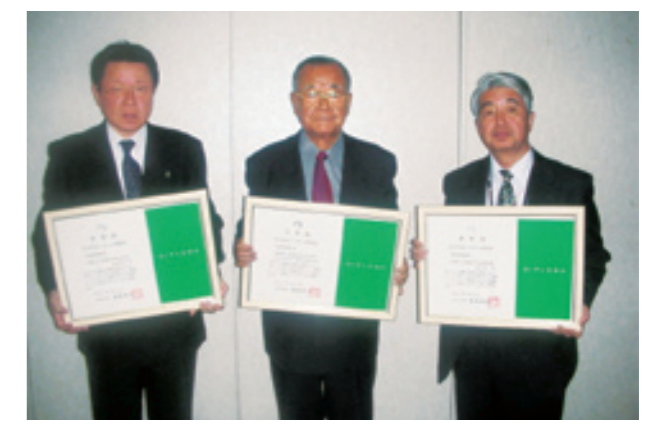


緊張しながらもしっかりお返事できました

3/23 (火) 平成21年度 くまもと景観賞を受賞

御所通りの將軍木と松囃子能場の界隈が、平成21年度くまもと景観賞の地域景観賞を受賞し、菊池市御所通り景観形成協議会、菊池神社、市担当課が出席し、蒲島知事から表彰を受けました。

御所通り界隈では、菊池市御所通り景観形成住民協定に沿って、わいふ一番館、まちづくり寄合所、まちかど資料館の整備が進んでいます。今回の受賞は、伝統の継承と町並み整備に対する住民の熱い思いが評価されました。



左から菊池神社、御所通り景観形成協議会、教育委員会

4/17 (土) 「西部の森きくち」第1回植樹祭

「西部の森きくち」第1回植樹祭が四季の里旭志周辺の市有林で行われ、関係者約340人が参加し、協定区域にクヌギとヒノキ2,000本を植樹しました。「西部の森きくち」は、企業の社会的責任活動の一環として、西部電気工業㈱と菊池市との間で締結した企業・法人などとの協力の森づくり協定です。今後は、植樹や下草刈りなどを行い、地域住民との交流を図りながら菊池市と協働で森づくりを行っていきます。



旭志小緑の少年団も参加しました

4/13 (火) 菊池溪谷 山開き

菊池溪谷のシーズン到来を告げる山開きが行われ、関係者など約100人が出席し、シーズン中の安全を祈願しました。菊池溪谷を美しくする保護管理協議会の福村三男会長は「菊池溪谷は、菊池市にとってとても大切な財産です。この豊かな自然を市民とともに守り育てていきたい」と挨拶しました。また、会場では、旅館組合が用意した温泉コーヒーが振る舞われ、菊池音楽協会によるコーラスがあり、溪谷に清々しい歌声が響き渡っていました。



小雨の中、安全祈願が行われました